

# 同意雇用開発促進地域等への支援措置のご案内

道内1地域が地域雇用開発促進法に基づく「**同意雇用開発促進地域**」となっており、事業主に対する国の支援措置である「**地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)**」を活用することができます。また、「同意雇用開発促進地域」に該当しない地域のうち、国から「**過疎等雇用改善地域**」または「**特定有人国境離島地域**」の指定を受けた地域においても、同様の支援措置を活用することができます。

## 同意雇用開発促進地域 <1地域・3市村>

雇用情勢が特に厳しい地域であり、都道府県が地域雇用開発促進法に基づき「地域雇用開発計画」を策定し、厚生労働大臣の同意を受けた地域。

**江別等地域**【期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日】  
江別市、北広島市、新篠津村

## 過疎等雇用改善地域 <22市町>

若年者・壮年者層の流出が著しい地域として、厚生労働大臣が指定した地域。指定期間は年度ごとに1年間。

※の付いている市町村は、同意雇用開発促進地域と重複(●)の付いている町は、**特定有人国境離島等**地域にも該当

振興局	市町村名
空知	
石狩	石狩市(旧厚田郡厚田村の区域)
後志	
胆振	
日高	
渡島	函館市(旧亀田郡戸井町 旧同郡恵山町 旧同郡樺法華村 旧茅部郡南茅部長の地域)、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町(●)、今金町、せたな町
上川	
留萌	羽幌町(焼尻島、天売島の区域)
宗谷	礼文町(●)、利尻町(●)、利尻富士町
オホーツク	
十勝	
釧路	厚岸町(小島の区域)
根室	

【道雇用労政課HP】  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/neo-kotai/proposal/chiiki-top.htm>

## 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) [厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

### 支給要件など

事業所の設置・整備及び地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画(計画届)を提出した日からその計画が完了した旨の届(完了届)を提出した日までの間(最大18ヶ月)に、事業の用に供する施設又は設備の設置・整備(その費用の合計額が300万円以上)を行い、当該地域に居住する求職者等を常時雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として3人(創業の場合は2人)以上雇い入れる事業主であること。

### 助成額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の雇い入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

**雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)へ**